

従業員の健康意識調査 結果報告 第2弾

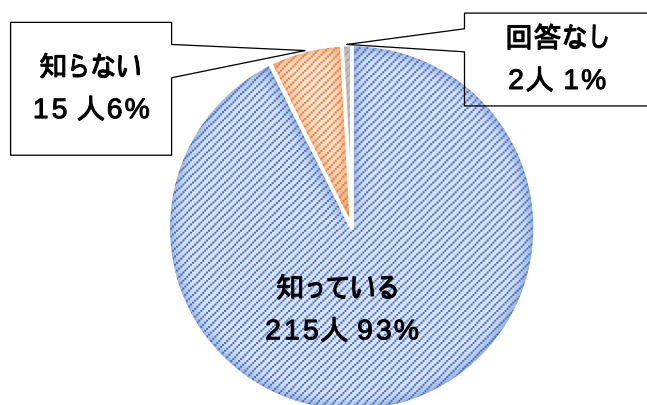
テーマ

「健康経営」の取組における従業員の健康意識調査(令和6年6月調査)

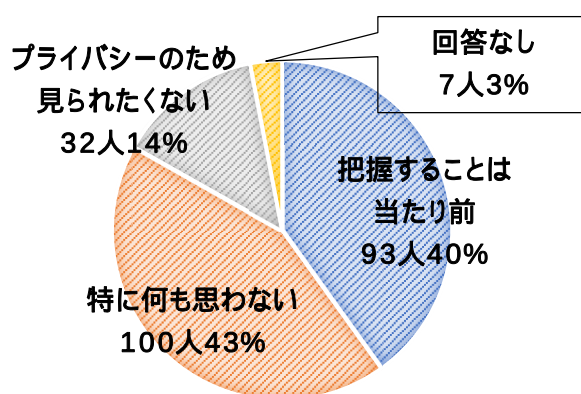
事業所の健康経営の取組に役立てることを目的に県北地域の3事業所にご協力いただき、事業所で働く従業員の方々の健康づくりに関する考えや希望などを調査しました。調査にご協力ありがとうございました。

今回は、「健診」について報告します。

労働者は健診を受ける義務があることを知っている？



従業員の健診結果を事業主が確認することは？



【結果・まとめ】

- ・労働者が健診を受ける義務があることを「知っている」と回答したものが93%と多かったです。
- ・従業員の健診結果を事業主が確認することは「特に何も思わない」と回答したものが43%と最も多く、次に「把握することは当たり前」と回答したものが40%、「事業主に見られたくない」と回答したものは14%でした。従業員の健診結果を事業主が確認することについて、「プライバシーであるため従業員の健診結果を確認しにくい」と事業主から心配の声があり、従業員のご意見をお聞きしました。この結果から、事業主が思うほど従業員は健診結果を見られることに抵抗感はないことがわかりました。

健診結果って個人情報じゃないの？

事業者が従業員の健康診断の結果を見ていいの？

事業者が労働安全衛生法に基づく健診を実施し、従業員の身体状況や病状などの情報を事業者が確認することは、法に基づくものであり、プライバシーの侵害にはなりません。



🏢 会社の未来は従業員の健康づくりから 🏠

健診結果を従業員・事業主がともに把握すると、
必要な受診につながり、健康を守る職場環境ができます。

ステップ1 定期健康診断をしましょう。

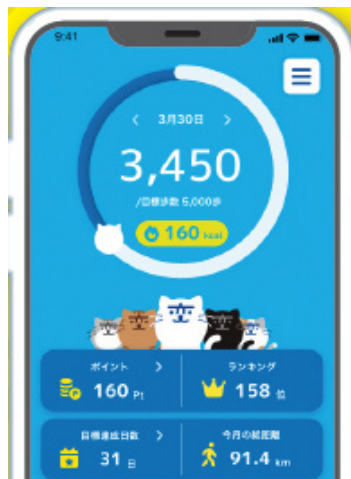
従業員の安全と健康を守るために、事業者に対し「1年に1回、定期健康診断を実施する」ことを義務付けています。
(労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条)

ステップ2 健康診断未受診者に受診をすすめましょう。

事業者は健康診断の結果から健康診断個人票を作成し、5年間保存の義務があります。(労働安全衛生規則第51条)

ステップ3 有所見者に保健指導または二次健診の受診をすすめましょう。

事業者は健康診断結果について医師等の意見をふまえ、適切な措置を講じなければなりません。(労働安全衛生法第66条の4及び5)



アプリを使って健康づくりを始めよう！

